

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

特に無し

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当無し

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、車輛運搬具、器具及び備品

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法により減価償却している。

② ソフトウェア

定額法により減価償却している。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

青森県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間社会福祉事業職員共済制度

正規職員について、青森県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第 1 号の 1 様式、第 2 号の 1 様式、第 3 号の 1 様式)

(2) 拠点区分における内容

① ひまわり乳児院拠点区分(社会福祉事業)

「法人本部サービス区分」

「ひまわり乳児院サービス区分」

6.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,000,000	0	0	10,000,000
建物	1	0	0	1
建物	384,831	0	77,365	307,466
合 計	10,384,832	0	77,365	10,307,467

7.会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

ひまわり乳児院サービス区分において、スプリンクラー設置の補助金令和3年度償却分152,961円、防犯カメラ設置の補助金令和3年度償却分87,842円の合計240,803円を取り崩した。

8.担保に供している資産

該当無し

9.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	10,000,000	0	10,000,000
建物	30,912,832	30,912,831	1
建物	2,456,035	2,148,569	307,466
小 計	43,368,867	33,061,400	10,307,467
その他固定資産(有形)			
建物	13,077,408	11,887,336	1,190,072
車輛運搬具	3,700,000	1,905,191	1,794,809
機械及び装置	2,501,220	1,187,906	1,313,314
器具及び備品	9,554,000	8,729,423	824,577
小 計	28,832,628	23,709,856	5,122,772
その他固定資産(無形)			
ソフトウェア	1,701,000	1,637,640	63,360
小 計	1,701,000	1,637,640	63,360
合 計	73,902,495	58,408,896	15,493,599

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,742,205		2,742,205
合 計	2,742,205		2,742,205

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当無し

12.関連当事者との取引の内容

該当無し

13.重要な偶発債務

該当無し

14.重要な後発事象

該当無し

15.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当無し

16.その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

該当無し